

# 悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第23号

くだものの  
訪問販売

訪問販売でリンゴやみかんなどのくだものを  
大量に買わされるトラブルが発生しています。



## 事例

高齢の母親が一人で留守番をしていたときに、男の販売員が訪れ、近所の人が購入したからと、1箱12000円のみかんを購入するように勧められた。お金がないからと断っても、「ここまで箱を運んできたのに」とすごまれ、結局5000円を支払い、1箱の半分程度のみかんを受け取った。販売員からは契約書面や領収書などは一切受け取っておらず、連絡先がわからない。クーリング・オフできるか。

## アドバイス

- ・平成21年12月より改正特定商取引法が施行され、訪問販売におけるみかんなどの生鮮食料品もクーリング・オフの対象となりました。
- ・事例のように販売先の名前や連絡先がわからない場合は、クーリング・オフのハガキを送付することができません。販売先と交渉することができず、支払った代金を取り戻すことは困難となります。
- ・試食させた後に、「試食しておいて買わないのか」と強引に契約させる場合もあります。
- ・消費者が考えていた以上の高価格・大量のくだものを押し売りされる場合が多く、安易に購入しないようにしましょう。

## 被害にあわないために

- 必要がなければ、きっぱりと断りましょう！
- 販売者の名前や連絡先は不明なことが多いので、安易に契約をしないようにしましょう！
- 何かトラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう！



わからなこと  
は、センターに  
聞いてね。

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)